

「スタートアップとの事業連携に関する指針（案）」からの変更点（新旧対照表）

下線部が変更箇所

変更後	原案
<p>スタートアップとの事業連携に関する指針</p> <p style="text-align: right;">令和3年3月29日 公正取引委員会 経済産業省</p>	<p>スタートアップとの事業連携に関する指針（案）</p> <p style="text-align: right;">令和2年〇月〇日 公正取引委員会 経済産業省</p>
<p>目次</p> <p>第2</p> <p>3(2)共同研究契約に係る問題について</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 成果物利用の制限・・・20</p> <p>4 ライセンス契約・・・22</p> <p>4(1)ライセンス契約の概要・・・22</p> <p>5(3)損害賠償責任の一方的負担・・・31</p> <p>5(5)最恵待遇条件・・・34</p>	<p>目次</p> <p>第2</p> <p>3(2)共同研究契約に係る問題について</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 成果物利用の制限・・・19</p> <p>4 ライセンス契約・・・21</p> <p>4(1)ライセンス契約の概要・・・21</p> <p>5(3)損害賠償責任の一方的負担・・・30</p> <p>5(5)最恵待遇条件・・・33</p>
<p>第1の1</p> <p>また、公正取引委員会は、「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」(令和2年11月27日)において、スタートアップと事業連携を目的とする事業者(以下「連携事業者」という。)との間の秘密保持契約(以下「NDA」という。)、技術検証(以下「PoC」という。)契約、共同研究契約及びライセンス契約に係る問題事例等を公表した。</p> <p>本指針は、事業連携によるイノベーションを成功させるため、スタート</p>	<p>第1の1</p> <p>また、公正取引委員会は、「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」(令和2年11月27日)において、スタートアップと事業連携を目的とする事業者(以下「連携事業者」という。)との間の秘密保持契約(以下「NDA」という。)、技術検証(以下「PoC」という。)契約、共同研究契約及びライセンス契約に係る問題事例等を公表した。</p> <p>本指針は、事業連携によるイノベーションを成功させるため、スタート</p>

<p>アップと連携事業者 <u>6</u> との間であるべき契約の姿・考え方を示すことを目的としている。特に NDA、PoC 契約、共同研究契約及びライセンス契約の 4 つの契約に着目し、これらの契約において生じる問題事例とその事例に対する独占禁止法上の考え方を整理するとともに、それらの具体的改善の方向として、問題の背景及び解決の方向性を示した。</p> <p>本指針が広く普及することで、契約や交渉に係るスキルが向上するのみならず、スタートアップと連携事業者の双方において、公平で継続的な関係を基礎としたオープンイノベーションが促進されることが期待される。</p> <hr/> <p><u>3</u> スタートアップについて、成長産業領域において事業活動を行う事業者のうち、<u>①</u> 創業 10 年程度であること、<u>②</u> 未上場企業であることと定義している。</p> <p><u>4</u> Non Disclosure Agreement の略</p> <p><u>5</u> Proof of Concept の略</p> <p><u>6</u> スタートアップ及び連携事業者には、外国事業者が含まれ、また、事業者である公的研究機関が含まれる。</p>	<p>アップと連携事業者との間であるべき契約の姿・考え方を示すことを目的としている。特に NDA、PoC 契約、共同研究契約及びライセンス契約の 4 つの契約に着目し、これらの契約において生じる問題事例とその事例に対する独占禁止法上の考え方を整理するとともに、それらの具体的改善の方向として、問題の背景及び解決の方向性を示した。</p> <p>本ガイドラインが広く普及することで、契約や交渉に係るスキルが向上するのみならず、スタートアップと連携事業者の双方において、公平で継続的な関係を基礎としたオープンイノベーションが促進されることが期待される。</p> <hr/> <p>(新設)</p> <p><u>3</u> Non Disclosure Agreement の略</p> <p><u>4</u> Proof of Concept の略</p> <p>(新設)</p>
<p>第 1 の 2</p> <p>本指針においては、前記 1 で本指針の必要性を示し、第 2 において、NDA、PoC 契約、共同研究契約及びライセンス契約の 4 つの契約段階ごとに、「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」に基づく事例 <u>7</u> 及び独占禁止法上の考え方を示すとともに、各契約段階における取引上の課題と解決方針を「スタートアップと連携事業者の連携を通じ、知財等から生み</p>	<p>第 1 の 2</p> <p>本指針においては、前記 1 で本指針の必要性を示し、第 2 において、NDA、PoC 契約、共同研究契約及びライセンス契約の 4 つの契約段階ごとに、「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」に基づく事例 <u>6</u> 及び独占禁止法上の考え方を示すとともに、各契約段階における取引上の課題と解決方針を「スタートアップと連携事業者の連携を通じ、知財等から生み</p>

出される事業価値の総和を最大化すること」等のオープンイノベーション促進の基本的な考え方に基づき^⑧示している。また、第3において、スタートアップと連携事業者との事業連携に当たって参考となる各種ガイドライン等を示している。

なお、第2において、独占禁止法上の考え方及び独占禁止法上問題となり得る事例については公正取引委員会が担当し、各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性について^⑨はオープンイノベーションを促進する観点から経済産業省が担当している。

7 事例は、あくまでも問題となり得る事例であり、本指針に掲げられた行為が独占禁止法第2条第9項第5号に該当すれば、優越的地位の濫用として問題となり、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号。以下「一般指定」という。）第11項、第12項又は第14項に該当すれば、排他条件付取引、拘束条件付取引又は競争者に対する取引妨害として問題となる。

なお、本指針に示されていないものを含め、具体的な行為が優越的地位の濫用等として問題となるかどうかは、独占禁止法の規定に照らして個別の事案ごとに判断されるものであることはいうまでもない。

8 オープンイノベーションに関する価値軸や考え方については「スタートアップとの事業連携に関する指針（別添）～オープンイノベーションの契約にかかる基本的な考え方～」（令和2年12月経済産業省）に詳述。

9 「各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性」については、別添詳述のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれ得るキャッシュフローを最大化するための選択肢を示すものである。

出される事業価値の総和を最大化すること」等のオープンイノベーション促進の基本的な考え方に基づき^⑧示している。また、第3において、スタートアップと連携事業者との事業連携に当たって参考となる各種ガイドライン等を示している。

なお、第2において、独占禁止法上の考え方及び独占禁止法上問題となり得る事例については公正取引委員会が担当し、各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性についてはオープンイノベーションを促進する観点から経済産業省が担当している。

5 事例は、あくまでも問題となり得る事例であり、本指針に掲げられた行為が独占禁止法第2条第9項第5号に該当すれば、優越的地位の濫用として問題となり、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号。以下「一般指定」という。）第11項、第12項又は第14項に該当すれば、排他条件付取引、拘束条件付取引又は競争者に対する取引妨害として問題となる。

なお、本指針に示されていないものを含め、具体的な行為が優越的地位の濫用等として問題となるかどうかは、独占禁止法の規定に照らして個別の事案ごとに判断されるものであることはいうまでもない。

6 オープンイノベーションに関する価値軸や考え方については「スタートアップとの事業連携に関する指針（別添）～オープンイノベーションの契約にかかる基本的な考え方～」（令和2年12月経済産業省）に詳述。

（新設）

<p>掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、当事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を協力して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると考えられる。</p>	
<p>第2の1(2)ア</p> <p>①独占禁止法上の考え方</p> <p>取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者¹⁰が、営業秘密が事業連携において提供されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの当該営業秘密に係る支払以外の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、NDAを締結しないまま営業秘密の無償開示等を要請する場合であって、当該スタートアップが、事業連携が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合¹¹には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある¹²。</p> <hr/> <p>¹⁰ 連携事業者がスタートアップの親会社である場合において、親子会社間の取引が優越的地位の濫用等の不公正な取引方法として規制の対象となるかについては、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年7月11日公正取引委員会事務局）の「（付）親子会社・兄弟会社間の取引」記載のとおりである。</p> <p>¹¹ 取引開始時であっても、例えば、経営が厳しい中、未だ需要が十分に顕在化していない分野等において事業を展開するスタートアップの特性等により、スタートアップにとって連携事業者を他の事業者に変更することが困難であるような場合は、「当該ス</p>	<p>第2の1(2)ア</p> <p>①独占禁止法上の考え方</p> <p>取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者⁷が、営業秘密が事業連携において提供されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの他の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、NDAを締結しないまま営業秘密の無償開示等を要請する場合であって、当該スタートアップが、事業連携が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合⁸には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある⁹。</p> <hr/> <p>⁷ 連携事業者がスタートアップの親会社である場合において、親子会社間の取引が優越的地位の濫用等の不公正な取引方法として規制の対象となるかについては、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年7月11日公正取引委員会事務局）の「（付）親子会社・兄弟会社間の取引」記載のとおりである。</p> <p>⁸ 取引開始時であっても、例えば、経営が厳しい中、未だ需要が十分に顕在化していない分野等において事業を展開するスタートアップの特性等により、スタートアップにとって連携事業者を他の事業者に変更することが困難であるような場合は、「当該ス</p>

<p>スタートアップが今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合」につながり得ると考えられる。</p> <p>12 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、連携事業者の取引上の地位がスタートアップに優越していること（スタートアップが取引先である連携事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、連携事業者がスタートアップにとって著しく不利益な要請等を行っても、スタートアップがこれを受け入れざるを得ないような場合）とともに、公正な競争を阻害するおそれ（スタートアップの自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、スタートアップはその競争者との関係において競争上不利となる一方で、連携事業者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれ）が生じることが前提となる。</p>	<p>スタートアップが今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合」につながり得ると考えられる。</p> <p>9 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、連携事業者の取引上の地位がスタートアップに優越していること（スタートアップが取引先である連携事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、連携事業者がスタートアップにとって著しく不利益な要請等を行っても、スタートアップがこれを受け入れざるを得ないような場合）とともに、公正な競争を阻害するおそれ（スタートアップの自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、スタートアップはその競争者との関係において競争上不利となる一方で、連携事業者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれ）が生じることが前提となる。</p>
<p>第2の1（2）ア</p> <p>②問題の背景及び解決の方向性の整理</p> <p>契約に関連する問題が起こる場面は多様であるが、報告された問題事例を基にその主な背景要因は、「i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足」、「ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」、「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」の3つの類型¹³に分類されることが考えられる。</p> <p>（解決の方向性）</p> <p>双方が秘密情報の社内管理を厳格化し、お互いが開示しようとする秘密情報の使用目的・対象・範囲について共通認識を持つことが重要である。その上で、双方が管理可能な方法で NDA を締結することが必要である¹⁴。</p>	<p>第2の1（2）ア</p> <p>②問題の背景及び解決の方向性の整理</p> <p>契約に関連する問題が起こる場面は多様であるが、報告された問題事例を基にその主な背景要因は、「i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足」、「ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」、「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」の3つの類型¹⁰に分類されることが考えられる。</p> <p>（解決の方向性）</p> <p>双方が秘密情報の社内管理を厳格化し、お互いが開示しようとする秘密情報の使用目的・対象・範囲について共通認識を持つことが重要である。その上で、双方が管理可能な方法で NDA を締結することが必要である。</p>

➤ 研究開発型スタートアップと連携事業者のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書

◇ https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/venture.html

(7) 契約交渉が本格化する前に、自社が有する情報のうち、何を秘密情報とする必要があるかを整理

スタートアップ、連携事業者双方が自社の技術情報等を、開示レベルの観点から整理することが望ましい。最低限の整理として、①NDA なしで開示できる情報、②NDA 締結後に開示できる情報、③いかなる状況であっても開示すべきでない情報、程度に区分しておくことが重要である。また、自社の競争力の源泉となる重要な技術情報は、協議開始以前に特許出願を済ませることも検討することが望ましい。(モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】¹⁵: 前文参照)

(4) 秘密情報の使用目的・対象・範囲を明確にした NDA の締結

秘密情報の開示者は、情報の想定外の利用を防ぐために、ビジネスに整合する最小限度の内容となるよう、できるだけ具体的にその使用目的を定めることが望ましい。一方で、目的外使用した場合においても、秘密保持義務違反を立証することは難しいケースが多いことから、自社のコアコンピタンス¹⁶が揺らぐような情報は、開示しないことが重要である。(モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】: 前文、第2条、第3条参照)

秘密情報の開示者は不特定多数に情報が広がることを防ぐために開示対象を定義する必要がある。情報受領者の企業規模が大きいほど、情報の

➤ 研究開発型スタートアップと連携事業者のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書

◇ <https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200630006/20200630006.html>

(7) 契約交渉が本格化する前に、自社が有する情報のうち、何を秘密情報とする必要があるかを整理

スタートアップ、連携事業者双方が自社の技術情報等を、開示レベルの観点から整理することが望ましい。最低限の整理として、①NDA なしで開示できる情報、②NDA 締結後に開示できる情報、③いかなる状況であっても開示すべきでない情報、程度に区分しておくことが重要である。また、自社の競争力の源泉となる重要な技術情報は、協議開始以前に特許出願を済ませることも検討することが望ましい。(モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】¹¹: 前文参照)

(4) 秘密情報の使用目的・対象・範囲を明確にした NDA の締結

秘密情報の開示者は、情報の想定外の利用を防ぐために、ビジネスに整合する最小限度の内容となるよう、できるだけ具体的にその使用目的を定めることが望ましい。一方で、目的外使用した場合においても、秘密保持義務違反を立証することは難しいケースが多いことから、自社のコアコンピタンス¹²が揺らぐような情報は、開示しないことが重要である。(モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】: 前文、第2条、第3条参照)

秘密情報の開示者は不特定多数に情報が広がることを防ぐために開示対象を定義する必要がある。情報受領者の企業規模が大きいほど、情報の

流出リスクが高まるため、受領者が目的遂行のために必要な範囲でのみ関係者に共有するよう定めることが重要である。(モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】: 第2条参照) ¹⁷ ¹⁸

13 i. 【スタートアップ側の法的リテラシーの不足】

リソース・経験不足等、スタートアップ側の法的リテラシーの不足による、契約不備や契約の理解不足、実務上の対応不足が発生するケースが該当。

ii. 【オープンイノベーションに関するリテラシーの不足】

スタートアップと連携事業者のいずれかが、オープンイノベーションの際に意識することが望ましい点(双方の事業価値の総和の最大化等)を意識できず、意図せずいずれかの価値を毀損するような契約等を締結しようとするケースが該当。

iii. 【対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在】

「資金調達に向けたレピュテーション向上策として連携事例を希求する」「契約違反を行われたとしても訴訟に耐える資本を有しない」等、多くのスタートアップが抱える弱みを認識した上で、連携事業者が法令・契約に違反するケースや過度な権利主張を行うケースが該当。

14 秘密保持における情報管理の運用に関しては以下の文献等を参照。

・モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】: P8【コラム】「秘密である旨を明示することとは？」

・知財を使った企業連携4つのポイント: P6 ①秘密情報管理の3ステップ

15 経済産業省・特許庁「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0 秘密保持契約書(新素材) 逐条解説あり」(令

流出リスクが高まるため、受領者が目的遂行のために必要な範囲でのみ関係者に共有するよう定めることが重要である。(モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】: 第2条参照) ¹³ ¹⁴

10 i. 【スタートアップ側の法的リテラシーの不足】

リソース・経験不足等、スタートアップ側の法的リテラシーの不足による、契約不備や契約の理解不足、実務上の対応不足が発生するケースが該当。

ii. 【オープンイノベーションに関するリテラシーの不足】

スタートアップと連携事業者のいずれかが、オープンイノベーションの際に意識することが望ましい点(双方の事業価値の総和の最大化等)を意識できず、意図せずいずれかの価値を毀損するような契約等を締結しようとするケースが該当。

iii. 【対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在】

「資金調達に向けたレピュテーション向上策として連携事例を希求する」「契約違反を行われたとしても訴訟に耐える資本を有しない」等、多くのスタートアップが抱える弱みを認識した上で、連携事業者が法令・契約に違反するケースや過度な権利主張を行うケースが該当。

(新設)

11 経済産業省・特許庁「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0 秘密保持契約書(新素材) 逐条解説あり」(令

<p>和2年6月)</p> <p>16 他社には真似することが難しい、企業の中核となる強みのこと</p> <p>17 秘密情報の開示者は、秘密情報が複製されることも想定し、その複製された情報も秘密情報の対象とすることで秘密情報の流出を防ぐことが重要である。(モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】: 第4条参照)</p> <p>18 リバースエンジニアリングにより秘密情報が流出することが懸念される場合、リバースエンジニアリングを禁止する条項を加えることも検討することが望ましい。ただし、リバースエンジニアリング行為が実際に行われたことを特定するのは難しいため、やはり、自社事業のコアとなるような重要情報(それを含む試作品やサンプル等)を相手方に開示する際には当該リスクを考慮した上で行うことが重要である。(モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】: 第5条参照)</p>	<p>和2年6月)</p> <p>12 他社には真似することが難しい、企業の中核となる強みのこと</p> <p>13 秘密情報の開示者は、秘密情報が複製されることも想定し、その複製された情報も秘密情報の対象とすることで秘密情報の流出を防ぐことが重要である。(モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】: 第4条参照)</p> <p>14 リバースエンジニアリングにより秘密情報が流出することが懸念される場合、リバースエンジニアリングを禁止する条項を加えることも検討することが望ましい。ただし、リバースエンジニアリング行為が実際に行われたことを特定するのは難しいため、やはり、自社事業のコアとなるような重要情報(それを含む試作品やサンプル等)を相手方に開示する際には当該リスクを考慮した上で行うことが重要である。(モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】: 第5条参照)</p>
<p>第2の1(2)イ</p> <p>②問題の背景及び解決の方向性の整理 (解決の方向性)</p> <p>(7) 平等な NDA の締結</p> <p><u>自社のビジネスモデルの詳細など最重要な情報を共有せざるを得ない場合に、「残存条項を設定せずに、契約期間を6か月とする」等情報の性質に見合わない契約期間で NDA を結んでしまうと、次の連携のステップに進むことなく締結先から秘密情報が流出してしまうこともあり得る。(モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】: 第10条参照)</u></p>	<p>第2の1(2)イ</p> <p>②問題の背景及び解決の方向性の整理 (解決の方向性)</p> <p>(7) 平等な NDA の締結</p> <p><u>残存条項を設定せず契約期間を6か月等短い期間で NDA を結んでしまうと、次の連携のステップに進むことなく締結先から秘密情報が流出してしまうこともあり得る。(モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】: 第10条参照)</u></p>
<p>第2の1(2)ウ</p>	<p>第2の1(2)ウ</p>

<p>①独占禁止法上の考え方</p> <p>営業秘密の盗用¹⁹は、スタートアップと連携事業者との間で相互に情報の秘密保持義務を課し目的外使用を禁止する NDA に違反するものであって、競争手段として明らかに不公正なものである。</p> <hr/> <p>19 ここでの「盗用」には、連携事業者がスタートアップの営業秘密を用いてスタートアップに無断で特許出願することが含まれ得る。</p>	<p>①独占禁止法上の考え方</p> <p>営業秘密の盗用¹⁵は、スタートアップと連携事業者との間で相互に情報の秘密保持義務を課し目的外使用を禁止する NDA に違反するものであって、競争手段として明らかに不公正なものである。</p> <hr/> <p>15 ここでの「盗用」には、連携事業者がスタートアップの営業秘密を用いてスタートアップに無断で特許出願することが含まれ得る。</p>
<p>第2の1(2)ウ</p> <p>【競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例】 (事例6)</p> <p>F社は、連携事業者と NDA を結んだが、連携事業者の秘密情報は開示されず、F社の秘密情報ばかりを求めに応じて開示するという状況であった。その後、連携事業者が、NDA に違反して F 社の秘密情報を活用し、同様のサービスの提供を始め、F 社の競合相手になった。</p>	<p>第2の1(2)ウ</p> <p>【競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例】 (事例6)</p> <p>F社は、連携事業者と NDA を結んだが、連携事業者の秘密情報は開示されず、<u>当社</u>の秘密情報ばかりを求めに応じて開示するという状況であった。その後、連携事業者が、NDA に違反して F 社の秘密情報を活用し、同様のサービスの提供を始め、F 社の競合相手になった。</p>
<p>第2の1(2)ウ</p> <p>②問題の背景及び解決の方向性の整理 (問題の背景)</p> <p>NDA 違反が起こる背景は、「i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足」「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」の分類にあてはまるものであるが、問題が顕在化されにくい背景としては、(ア)NDA 違反の立証が難しいこと、(イ)NDA 違反の抑止力を高める NDA を締結できていないといったことが挙げられる。例</p>	<p>第2の1(2)ウ</p> <p>②問題の背景及び解決の方向性の整理 (問題の背景)</p> <p>NDA 違反が起こる背景は、「i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足」「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」の分類にあてはまるものであるが、問題が顕在化されにくい背景としては、(ア)NDA 違反の立証が難しいこと、(イ)NDA 違反の抑止力を高める NDA を締結できていないといったことが挙げられる。例</p>

<p>例えば、使用された情報が NDA における「秘密情報」に該当することの立証や、被害を受けた側が NDA 締結前に当該秘密情報を保有していたことの立証が困難で泣き寝入りするしかなくなってしまう<u>スタートアップ</u>も少なくない。また、NDA の内容をスタートアップ側が正確に理解していない、NDA における秘密情報の範囲に応じた体制をスタートアップ側が確保できていない等の理由によって、<u>スタートアップ側による NDA 違反</u>が起きているケースもある。</p>	<p>例えば、使用された情報が NDA における「秘密情報」に該当することの立証や、被害を受けた側が NDA 締結前に当該秘密情報を保有していたことの立証が困難で泣き寝入りするしかなくなってしまう<u>事業者</u>も少なくない。また、NDA の内容をスタートアップ側が正確に理解していない、NDA における秘密情報の範囲に応じた体制をスタートアップ側が確保できていない等の理由によって、NDA 違反が起きているケースもある。</p>
<p>第 2 の 2 (2) ア</p> <p>①独占禁止法上の考え方</p> <p>取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、①PoC が事業連携において実施されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの<u>当該 PoC に係る支払以外の支払</u>に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、無償での PoC を要請する場合、②当該スタートアップに対し、十分に協議を行うことなく対価を決定するなど、一方的に、著しく低い対価での PoC を要請する場合、③PoC の実施後に、相当の期間内にスタートアップ側の責めに帰すべき事由¹⁶を勘案して相当と認められる金額の範囲内²¹で対価を減額するなどの正当な理由がないのに、契約で定めた対価を減額する場合、又は、④PoC の実施後に、PoC の結果が発注時点で取り決めた条件に満たないなどの正当な理由がないのに、当該スタートアップに対し、やり直しを要請する場合であって、当該スタートアップが、PoC 終了後の共同研究契約に進めなくなるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第 2 条</p>	<p>第 2 の 2 (2) ア</p> <p>①独占禁止法上の考え方</p> <p>取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、①PoC が事業連携において実施されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの<u>他の支払</u>に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、無償での PoC を要請する場合、②当該スタートアップに対し、十分に協議を行うことなく対価を決定するなど、一方的に、著しく低い対価での PoC を要請する場合、③PoC の実施後に、相当の期間内にスタートアップ側の責めに帰すべき事由¹⁶を勘案して相当と認められる金額の範囲内¹⁷で対価を減額するなどの正当な理由がないのに、契約で定めた対価を減額する場合、又は、④PoC の実施後に、PoC の結果が発注時点で取り決めた条件に満たないなどの正当な理由がないのに、当該スタートアップに対し、やり直しを要請する場合であって、当該スタートアップが、PoC 終了後の共同研究契約に進めなくなるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号）として</p>

<p>第9項第5号)として問題となるおそれがある。</p> <hr/> <p>20 スタートアップが実施した PoC に瑕疵がある場合、発注内容と異なる PoC が実施された場合等が考えられる。</p> <p>21 相当の期間内に対価を減額する場合であっても、無制限に対価を減額することは認められない。例えば、商品に瑕疵がある場合であれば、その瑕疵の程度に応じて正当に評価される金額の範囲内で減額を行う必要があるが、これを超えて減額を行うことは、「相当と認められる金額の範囲内」の対価の減額とは認められない。</p>	<p>問題となるおそれがある。</p> <hr/> <p>16 スタートアップが実施した PoC に瑕疵がある場合、発注内容と異なる PoC が実施された場合等が考えられる。</p> <p>17 相当の期間内に対価を減額する場合であっても、無制限に対価を減額することは認められない。例えば、商品に瑕疵がある場合であれば、その瑕疵の程度に応じて正当に評価される金額の範囲内で減額を行う必要があるが、これを超えて減額を行うことは、「相当と認められる金額の範囲内」の対価の減額とは認められない。</p>
<p>第2の2(2)ア</p> <p>②問題の背景及び解決の方向性の整理 (解決の方向性)</p> <p>(7) PoC の目的、終了要件を明確化する</p> <p>また、PoC の実質は合意した検証を行い、レポート等の資料を前提とした報告書²²⁾を作成することを業務とする業務委託契約(準委任契約)であることが望ましい。したがって、PoC における<u>何らかの成果の達成や特定の結果等を保証するものではないことを確認した上で、何を検証作業として行うか、何が報告されれば業務が完了かを一定程度詳細に特定しておく必要がある。(モデル契約書【技術検証(PoC)契約書(新素材)】²³⁾:第1条、第2条、第3条、第5条参照)</u></p> <p>なお、AI分野のPoCや共同研究開発では、成果物(学習済みモデル)の完成義務や性能保証を求めることは妥当ではない点に留意が必要である。性能評価をする際には、開発段階において使用する訓練用データと評価用のテストデータを分けておき、当該テストデータを入力した場合の精度を</p>	<p>第2の2(2)ア</p> <p>②問題の背景及び解決の方向性の整理 (解決の方向性)</p> <p>(7) PoC の目的、終了要件を明確化する</p> <p>また、PoC の実質は合意した検証を行い、レポート等の資料を前提とした報告書を作成することを業務とする業務委託契約(準委任契約)であることが望ましい。したがって、PoC において<u>一定の成果保証等をするものではないことを確認した上で、何を検証作業として行うか、何が報告されれば業務が完了かを一定程度詳細に特定しておく必要がある。(モデル契約書【技術検証(PoC)契約書(新素材)】¹⁸⁾:第1条、第2条、第3条、第5条参照)</u></p> <p>なお、AI分野のPoCや共同研究開発では、成果物(学習済みモデル)の完成義務や性能保証を求めることは妥当ではない点に留意が必要である。性能評価をする際には、開発段階において使用する訓練用データと評価用のテストデータを分けておき、当該テストデータを入力した場合の精度を</p>

<p>評価する方法が考えられるが、これは実際の利用環境下でのデータを入力した際の精度を保証するものではない点を双方が理解する必要がある。 (モデル契約書【共同研究開発契約書 (AI)】²⁴: 第6条)</p> <hr/> <p>22 <u>報告書であるレポートの著作権、知的財産権の取扱いについて、スタートアップ・連携事業会社間での争いを避けるため、事前に契約で規定しておくことも重要となる。</u> (モデル契約書【技術検証 (PoC) 契約書 (新素材)】: 第9条参照)</p> <p>23 経済産業省・特許庁「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0 技術検証 (PoC) 契約書 (新素材) 逐条解説あり」(令和2年6月)</p> <p>24 経済産業省・特許庁「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0 共同研究開発契約書 (AI) 逐条解説あり」(令和2年12月)</p>	<p>評価する方法が考えられるが、これは実際の利用環境下でのデータを入力した際の精度を保証するものではない点を双方が理解する必要がある。 (モデル契約書【共同研究開発契約書 (AI)】¹⁹: 第6条)</p> <hr/> <p>(新設)</p> <p>18 経済産業省・特許庁「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0 技術検証 (PoC) 契約書 (新素材) 逐条解説あり」(令和2年6月)</p> <p>19 経済産業省・特許庁「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0 共同研究開発契約書 (AI) 逐条解説あり」(令和2年12月)</p>
<p>第2の3 (2) ア</p> <p>①独占禁止法上の考え方</p> <p>取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権が事業連携において連携事業者に帰属することとなっており、貢献度に見合ったその対価がスタートアップへの<u>当該知的財産権に係る支払以外の支払</u>に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、共同研究の成果に基づく知的財産権の無償提供等を要請する場合であって、当該スタートアップが、共同研究契約が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざ</p>	<p>第2の3 (2) ア</p> <p>①独占禁止法上の考え方</p> <p>取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権が事業連携において連携事業者に帰属することとなっており、貢献度に見合ったその対価がスタートアップへの<u>他の支払</u>に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、共同研究の成果に基づく知的財産権の無償提供等を要請する場合であって、当該スタートアップが、共同研究契約が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商</p>

<p>るを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。</p>	<p>慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。</p>
<p>第2の3（2）ア</p> <p>②問題の背景及び解決の方向性の整理 （解決の方向性）</p> <p>スタートアップと連携事業者の双方が適切な法務・知財の知識を備えた上で、バックグラウンド情報の範囲の明確化や事業展開の機動性と自由度を見据えた知的財産権の帰属・利用を設定することが重要である。さらに自社の知財戦略を明確化した上で、共同研究によって双方が互いの知を組み合わせることで何を生み出したいかを共通認識する必要がある²⁵⁾。</p> <p>(ア)バックグラウンド情報の範囲の明確化</p> <p>契約締結前に保有していた情報と契約締結後に新たに生じた情報が混在し、各情報に関する知的財産権の峻別性がなくなること（技術のコンタミネーション²⁶⁾）を防ぐために、双方が<u>研究テーマに関連して自らが必要とみなすバックグラウンド情報をリストにして開示・交換し、バックグラウンド情報の範囲を明確化することが望ましい</u>。特許出願に馴染む技術情報については特許出願をしておくことも有効である。また、バックグラウンド情報の秘密保持義務や目的外使用などの取扱いについては別途定めておくことが望ましい。（モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】²⁷⁾：第2条参照）</p> <p>(イ)スタートアップへの知的財産権の帰属<u>及び</u>連携事業者に事業領域や期</p>	<p>第2の3（2）ア</p> <p>②問題の背景及び解決の方向性の整理 （解決の方向性）</p> <p>スタートアップと連携事業者の双方が適切な法務・知財の知識を備えた上で、バックグラウンド情報の範囲の明確化や事業展開の機動性と自由度を見据えた知的財産権の帰属・利用を設定することが重要である。さらに自社の知財戦略を明確化した上で、共同研究によって双方が互いの知を組み合わせることで何を生み出したいかを共通認識する必要がある²⁰⁾。</p> <p>(ア)バックグラウンド情報の範囲の明確化</p> <p>契約締結前に保有していた情報と契約締結後に新たに生じた情報が混在し、各情報に関する知的財産権の峻別性がなくなること（技術のコンタミネーション²¹⁾）を防ぐために、双方がバックグラウンド情報をリストにして開示・交換し、バックグラウンド情報の範囲を明確化することが望ましい。特許出願に馴染む技術情報については特許出願をしておくことも有効である。また、バックグラウンド情報の秘密保持義務や目的外使用などの取扱いについては別途定めておくことが望ましい。（モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】²²⁾：第2条参照）</p> <p>(イ)スタートアップへの知的財産権の帰属<u>および</u>連携事業者に事業領域や</p>

間等の面で一定の限定を付した独占的利用権の設定

共同開発による発明成果物について、十分な検討がされないまま「とりあえず共有帰属」として整理してしまう事例が散見される。しかし、これによりスタートアップは他分野や他用途への知的財産権活用²⁵をしようとする都度、連携事業者の承諾を得る必要が生じ、多大な交渉コストや事業制約を受けてしまう結果となるため、自由な事業展開が拒まれてしまう。

他方、連携事業者としては、研究成果に係る知的財産権を取得せずとも、研究成果を自社に必要な範囲で独占的に利用できれば事業戦略上支障はないことも考えられる。そこで、共同で創出された発明の最大活用の観点からは、スタートアップが自社で知的財産権を保有することの重要性²⁶にも配慮し、スタートアップに知的財産権を帰属させつつ、連携事業者の意向に沿う形で事業領域や期間等について一定の限定を付した独占的利用権を設定する形で調整することを検討することが考えられる²⁷。

連携事業者が有する懸念に対し²⁸、スタートアップは、合理的期間に限った第三者との競合開発の禁止規定や、スタートアップに経済的不安が生じた場合に連携事業者への知的財産権買取りの交渉オプションを設定するなどし、連携事業者の懸念に配慮することも検討することが望ましい。

(モデル契約書【共同研究開発契約書(新素材)】：第7条、第13条参照)

なお、知的財産権の帰属及び利用に当たっては、事前に双方の知的財産権に対する方針や交渉スタンスについて十分に確認しておくことが望ましい²⁹。

²⁵ なお、現場担当者間では合意できていたことが知財・法務担当等には伝わっていないことで交渉が振り出しに戻るなど、意図せず問題となることもあるため、組織内部で

期間等の面で一定の限定を付した独占的利用権の設定

共同開発による発明成果物について、十分な検討がされないまま「とりあえず共有帰属」として整理してしまう事例が散見される。しかし、これによりスタートアップは他分野や他用途への知的財産権活用²³をしようとする都度、連携事業者の承諾を得る必要が生じ、多大な交渉コストや事業制約を受けてしまう結果となるため、自由な事業展開が拒まれてしまう。

他方、連携事業者としては、研究成果に係る知的財産権を取得せずとも、研究成果を自社に必要な範囲で独占的に利用できれば事業戦略上支障はないことも考えられる。そこで、共同で創出された発明の最大活用の観点からは、スタートアップが自社で知的財産権を保有することの重要性²⁴にも配慮し、スタートアップに知的財産権を帰属させつつ、連携事業者の意向に沿う形で事業領域や期間等について一定の限定を付した独占的利用権を設定する形で調整することを検討することが考えられる²⁵。

連携事業者が有する懸念に対し²⁶、スタートアップは、合理的期間に限った第三者との競合開発の禁止規定や、スタートアップに経済的不安が生じた場合に連携事業者への知的財産権買取りの交渉オプションを設定するなどし、連携事業者の懸念に配慮することも検討することが望ましい。

(モデル契約書【共同研究開発契約書(新素材)】：第7条、第13条参照)

なお、知的財産権の帰属および利用に当たっては、事前に双方の知的財産権に対する方針や交渉スタンスについて十分に確認しておくことが望ましい²⁷。

²⁰ なお、現場担当者間では合意できていたことが知財・法務担当等には伝わっていないことで交渉が振り出しに戻るなど、意図せず問題となることもあるため、組織内部で

<p>も密に情報共有を行い、認識合わせをした上で契約交渉に取り組むことが不可欠である。</p>	<p>も密に情報共有を行い、認識合わせをした上で契約交渉に取り組むことが不可欠である。</p>
<p><u>26</u> 技術のコンタミネーションとは、バックグラウンド技術（共同研究契約の締結時に既に保有していた技術情報）とフォアグラウンド技術（共同開発によって生み出される技術情報）の峻別性がなくなってしまった状態をいう。</p>	<p><u>21</u> 技術のコンタミネーションとは、バックグラウンド技術（共同研究契約の締結時に既に保有していた技術情報）とフォアグラウンド技術（共同開発によって生み出される技術情報）の峻別性がなくなってしまった状態をいう。</p>
<p><u>27</u> 経済産業省・特許庁「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0 共同研究開発契約書（新素材） 逐条解説あり」（令和2年6月）</p>	<p><u>22</u> 経済産業省・特許庁「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0 共同研究開発契約書（新素材） 逐条解説あり」（令和2年6月）</p>
<p><u>28</u> 他のアライアンスパートナーへのライセンス等</p>	<p><u>23</u> 他のアライアンスパートナーへのライセンス等</p>
<p><u>29</u> スタートアップが自社で知的財産権を保有する重要性とは、①知的財産権を単独で保有することで事業基盤が強固になり、利益を創出する力が高まる点②資金調達の際に、投資家に対して、知的財産権の単独保有を通じて事業上の強みを高める旨の説明ができる点にある。</p>	<p><u>24</u> スタートアップが自社で知的財産権を保有する重要性とは、①知的財産権を単独で保有することで事業基盤が強固になり、利益を創出する力が高まる点②資金調達の際に、投資家に対して、知的財産権の単独保有を通じて事業上の強みを高める旨の説明ができる点にある。</p>
<p><u>30</u> 加えて、スタートアップの事業展開のスピード確保の観点からは、連携事業者が正当な理由なく研究成果を利用しない場合においては、独占的に利用する権利は解除し、スタートアップが活用できる範囲を拡大できるように契約上の配慮をしておくことも重要である。</p>	<p><u>25</u> 加えて、スタートアップの事業展開のスピード確保の観点からは、連携事業者が正当な理由なく研究成果を利用しない場合においては、独占的に利用する権利は解除し、スタートアップが活用できる範囲を拡大できるように契約上の配慮をしておくことも重要である。</p>
<p><u>31</u> スタートアップに権利を単独帰属させる場合、スタートアップと他の競合する連携事業者との共同研究開発への懸念や、スタートアップが事業に失敗し、破産等、事業</p>	<p><u>26</u> スタートアップに権利を単独帰属させる場合、スタートアップと他の競合する連携事業者との共同研究開発への懸念や、スタートアップが事業に失敗し、破産等、事業</p>

<p>継続が困難になった場合、知的財産権の利用ができず、事業に支障を来すのではないかと懸念がある。</p> <p>32 時間の節約のため、互いに譲れない条件を先に提示し、折り合えない場合は協議を終えることも肝要である。</p>	<p>継続が困難になった場合、知的財産権の利用ができず、事業に支障を来すのではないかと懸念がある。</p> <p>27 時間の節約のため、互いに譲れない条件を先に提示し、折り合えない場合は協議を終えることも肝要である。</p>
<p>第2の3(2)イ</p> <p>①独占禁止法上の考え方</p> <p>取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権が事業連携において連携事業者に帰属することとなっており、貢献度に見合ったその対価がスタートアップへの<u>当該知的財産権に係る支払以外の支払</u>に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、共同研究の成果の全部又は一部の無償提供等を要請する場合であって、当該スタートアップが、共同研究契約が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。</p>	<p>第2の3(2)イ</p> <p>①独占禁止法上の考え方</p> <p>取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権が事業連携において連携事業者に帰属することとなっており、貢献度に見合ったその対価がスタートアップへの<u>他の支払</u>に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、共同研究の成果の全部又は一部の無償提供等を要請する場合であって、当該スタートアップが、共同研究契約が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。</p>
<p>第2の3(2)ウ</p> <p>①独占禁止法上の考え方</p> <p>しかしながら、市場における有力な事業者³³である連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、例えば、合理的な期間に限らず、共同研究の成果に基づく商品・役務の販売先を制限したり、共同研究の経験を活かして新たに開発した成果に基づく商品・役務の販売先を制限した</p>	<p>第2の3(2)ウ</p> <p>①独占禁止法上の考え方</p> <p>しかしながら、市場における有力な事業者²⁸である連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、例えば、合理的な期間に限らず、共同研究の成果に基づく商品・役務の販売先を制限したり、共同研究の経験を活かして新たに開発した成果に基づく商品・役務の販売先を制限した</p>

<p>りすることは、それによって市場閉鎖効果³⁴が生じるおそれがある場合には、排他条件付取引（一般指定第 11 項）又は拘束条件付取引（一般指定第 12 項）として問題となるおそれがある³⁵。</p> <hr/> <p>33 市場における有力な事業者については、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の第 1 部の 3 (4) に記載のとおりである。</p> <p>34 市場閉鎖効果については、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の第 1 部の 3 (2) アに記載のとおりである。</p> <p>35 排他条件付取引又は拘束条件付取引として独占禁止法上問題となるのは、公正な競争が阻害するおそれ（市場閉鎖効果等）が生じることが前提となる。</p>	<p>りすることは、それによって市場閉鎖効果²⁹が生じるおそれがある場合には、排他条件付取引（一般指定第 11 項）又は拘束条件付取引（一般指定第 12 項）として問題となるおそれがある³⁰。</p> <hr/> <p>28 市場における有力な事業者については、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の第 1 部の 3 (4) に記載のとおりである。</p> <p>29 市場閉鎖効果については、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の第 1 部の 3 (2) アに記載のとおりである。</p> <p>30 排他条件付取引又は拘束条件付取引として独占禁止法上問題となるのは、公正な競争が阻害するおそれ（市場閉鎖効果等）が生じることが前提となる。</p>
<p>第 2 の 3 (2) ウ</p> <p>②問題の背景及び解決の方向性の整理 （問題の背景）</p> <p>成果物利用の制限に関する問題が起きる背景として、「ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」、「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当すると考えられる。後述の予防策にて対処し得るボトルネックとしては、(ア) スタートアップへの知的財産権の帰属及び連携事業者に事業領域や期間等の面で一定の限定を付した独占的利用権が設定されていない、(イ) AI 分野における開発成果物の考え方が整理されていない、といったことが挙げられる。</p>	<p>第 2 の 3 (2) ウ</p> <p>②問題の背景及び解決の方向性の整理 （問題の背景）</p> <p>成果物利用の制限に関する問題が起きる背景として、「ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」、「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当すると考えられる。後述の予防策にて対処し得るボトルネックとしては、(ア) スタートアップへの知的財産権の帰属および連携事業者に事業領域や期間等の面で一定の限定を付した独占的利用権が設定されていない、(イ) AI 分野における開発成果物の考え方が整理されていない、といったことが挙げられる。</p>

<p>(解決の方向性)</p> <p>(7) スタートアップへの知的財産権の帰属<u>及び</u>連携事業者に事業領域や期間等の面で一定の限定を付した独占的利用権の設定</p> <p>(イ) AI 分野における開発成果物の利用条件の考え方</p> <p>AI 分野において「複数の会社からデータの提供を受けて生成したカスタマイズモデルを利用したサービスを、複数の事業会社に提供する」というビジネスモデルを採用する場合は、成果物の利用条件を独占的な内容とすることは、<u>ごく例外的なケース（例えば、ある特定事業領域を事業会社が独占して、高い収益が約束されており事業会社が高額な利用料をスタートアップに支払える場合）を除き、スタートアップ、連携事業者の双方にとって非合理的である。</u></p> <p>なお、共同研究開発に貢献した連携事業者には利用料金を優遇するといった形で利害調整をすることも検討することが望ましい。（モデル契約書【利用契約書（AI）】³⁶：想定シーンの解説、第3条参照）</p> <hr/> <p>³⁶ 経済産業省・特許庁「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0 利用契約書（AI） 逐条解説あり」（令和2年12月）</p>	<p>(解決の方向性)</p> <p>(7) スタートアップへの知的財産権の帰属<u>および</u>連携事業者に事業領域や期間等の面で一定の限定を付した独占的利用権の設定</p> <p>(イ) AI 分野における開発成果物の利用条件の考え方</p> <p>AI 分野において「複数の会社からデータの提供を受けて生成したカスタマイズモデルを利用したサービスを、複数の事業会社に提供する」というビジネスモデルを採用する場合は、成果物の利用条件を独占的な内容とすることは、スタートアップ、連携事業者の双方にとって非合理的である。</p> <p>なお、共同研究開発に貢献した連携事業者には利用料金を優遇するといった形で利害調整をすることも検討することが望ましい。（モデル契約書【利用契約書（AI）】³¹：想定シーンの解説、第3条参照）</p> <hr/> <p>³¹ 経済産業省・特許庁「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0 利用契約書（AI） 逐条解説あり」（令和2年12月）</p>
<p>第2の4（2）ア</p> <p>①独占禁止法上の考え方</p> <p>取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権のライセンスが事業連携において提供されるべき必要不可欠なもので</p>	<p>第2の4（2）ア</p> <p>①独占禁止法上の考え方</p> <p>取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権のライセンスが事業連携において提供されるべき必要不可欠なもので</p>

<p>あって、その対価がスタートアップへの当該ライセンスに係る支払以外の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、知的財産権のライセンスの無償提供等を要請する場合であって、当該スタートアップが、ライセンス契約が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。</p>	<p>あって、その対価がスタートアップへの他の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、知的財産権のライセンスの無償提供等を要請する場合であって、当該スタートアップが、ライセンス契約が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。</p>
<p>第2の4（2）ア</p> <p>②問題の背景及び解決の方向性の整理 （解決の方向性）</p> <p>(ア)ライセンス許諾範囲の明確化</p> <p>また、独占的な実施権の付与は、第三者に対する参入障壁となるので、実施権者に対していわば「商圈を与える」という趣旨を持つ。手元資金の厚さが企業存続に影響を及ぼすスタートアップは、時として、特許の実施許諾と引き換えに一時金の獲得を目指すことがあるが、そのような場合には独占的な実施権の付与を前提に、「年間△△万円のリターンが得られる商圈を獲得するために一時金〇〇万円を支払う、設備投資のようなものであり、独占期間内の●年間で十分に回収可能。」等といった提案をすることも選択肢の一つとして有用となる。(モデル契約書【ライセンス契約書(新素材)】³⁷:第2条参照)</p> <hr/> <p>³⁷ 経済産業省・特許庁「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0 ライセンス契約書(新素材) 逐条解説あり」</p>	<p>第2の4（2）ア</p> <p>②問題の背景及び解決の方向性の整理 （解決の方向性）</p> <p>(ア)ライセンス許諾範囲の明確化</p> <p>また、独占的な実施権の付与は、第三者に対する参入障壁となるので、実施権者に対していわば「商圈を与える」という趣旨を持つ。手元資金の厚さが企業存続に影響を及ぼすスタートアップは、時として、特許の実施許諾と引き換えに一時金の獲得を目指すことがあるが、そのような場合には独占的な実施権の付与を前提に、「年間△△万円のリターンが得られる商圈を獲得するために一時金〇〇万円を支払う、設備投資のようなものであり、独占期間内の●年間で十分に回収可能。」等といった提案をすることも選択肢の一つとして有用となる。(モデル契約書【ライセンス契約書(新素材)】³²:第2条参照)</p> <hr/> <p>³² 経済産業省・特許庁「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0 ライセンス契約書(新素材) 逐条解説あり」</p>

<p>(令和2年6月)</p>	<p>(令和2年6月)</p>
<p>第2の5 (1)</p> <p>①独占禁止法上の考え方</p> <p>取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、顧客情報が事業連携において提供されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの<u>当該顧客情報に係る支払以外の支払</u>に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、顧客情報の無償提供等を要請する場合であって、当該スタートアップが、事業連携が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。</p>	<p>第2の5 (1)</p> <p>①独占禁止法上の考え方</p> <p>取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、顧客情報が事業連携において提供されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの<u>他の支払</u>に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、顧客情報の無償提供等を要請する場合であって、当該スタートアップが、事業連携が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。</p>
<p>第2の5 (2)</p> <p>①独占禁止法上の考え方</p> <p>取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、①商品・役務を購入した後において、相当の期間内にスタートアップ側の責めに帰すべき事由³⁸を勘案して相当と認められる金額の範囲内で対価を減額するなどの正当な理由がないのに、契約で定めた対価を減額する場合、又は、②あらかじめスタートアップの同意を得て、かつ、対価の支払の遅延によってスタートアップに通常生ずべき損失を自己が負担するなどの正当な理由がないのに、契約で定めた支払期日までに対価を支払わない場合であって、取引の相手方であるスタートアップが、事業連携が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない</p>	<p>第2の5 (2)</p> <p>①独占禁止法上の考え方</p> <p>取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、①商品・役務を購入した後において、相当の期間内にスタートアップ側の責めに帰すべき事由³³を勘案して相当と認められる金額の範囲内で対価を減額するなどの正当な理由がないのに、契約で定めた対価を減額する場合、又は、②あらかじめスタートアップの同意を得て、かつ、対価の支払の遅延によってスタートアップに通常生ずべき損失を自己が負担するなどの正当な理由がないのに、契約で定めた支払期日までに対価を支払わない場合であって、取引の相手方であるスタートアップが、事業連携が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない</p>

<p>場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。</p>	<p>場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。</p>
<p>38 スタートアップから購入した商品又は提供された役務に瑕疵がある場合、発注内容と異なる商品が納入され又は役務が提供された場合等が考えられる。</p>	<p>33 スタートアップから購入した商品又は提供された役務に瑕疵がある場合、発注内容と異なる商品が納入され又は役務が提供された場合等が考えられる。</p>
<p>第2の5（2）</p> <p>②問題の背景及び解決の方向性の整理 （解決の方向性）</p> <p>(7) 契約締結時における明確な報酬支払条件及び報酬額の設定</p> <p>このように、契約締結時に報酬の具体的な額を定められない場合においても、例えば報酬の下限額を定めておくなどして、最低限の報酬額を設定しておくことも有用である。<u>保有資金が少ないスタートアップに対しては、研究成果が出てから事業化に至るまでに、事業会社の事業の進捗に応じて、スタートアップに対して段階的に対価を支払うといったマイルストーン方式での支払いをする等の配慮が必要。</u>（モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】：第10条参照）</p>	<p>第2の5（2）</p> <p>②問題の背景及び解決の方向性の整理 （解決の方向性）</p> <p>(7) 契約締結時における明確な報酬支払条件及び報酬額の設定</p> <p>このように、契約締結時に報酬の具体的な額を定められない場合においても、例えば報酬の下限額を定めておくなどして、最低限の報酬額を設定しておくことも有用である。（モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】：第10条参照）</p>
<p>第2の5（3）</p> <p>【優越的地位の濫用として問題となり得る事例】</p> <p>（事例34）</p> <p>h社は、連携事業者から、h社が開発し、連携事業者に納品したシステムを搭載している製品に不具合があった場合には、<u>当該システムに起因する</u></p>	<p>第2の5（3）</p> <p>【優越的地位の濫用として問題となり得る事例】</p> <p>（事例34）</p> <p>h社は、連携事業者から、h社が開発し、連携事業者に納品したシステムを搭載している製品に不具合があった場合には、<u>製品の損害賠償責任は全</u></p>

<p>か否かにかかわらず、製品の損害賠償責任は全てh社にあり、連携事業者は責任を一切負わないと一方的に取り決められた。</p> <p>(事例 35)</p> <p>i社は、連携事業者に対し、連携事業者との取引金額を上限とした責任を要望していたが、交渉上の立場が弱いため、i社が全てのリスクを負うような契約を受け入れさせられた。</p>	<p>てh社にあり、連携事業者は責任を一切負わないと一方的に取り決められた。</p> <p>(事例 35)</p> <p>i社は、連携事業者に対し、連携事業者との取引金額を上限とした等倍責任を要望していたが、交渉上の立場が弱いため、i社が全てのリスクを負うような契約を受け入れさせられた。</p>
<p>第2の5 (3)</p> <p>②問題の背景及び解決の方向性の整理</p> <p>(問題の背景)</p> <p>特に創業から間もないスタートアップにとって、かかる賠償責任を負うことは資本・人の両面においてリソース不足が明らかであり、直ちに倒産等につながる可能性があるため、<u>スタートアップとしては法的リテラシーを高め支払可能額以上の損害賠償を負わないよう契約上の検討をする必要性がある一方で、連携事業者としてもスタートアップが倒産等してしまうことは自社のイノベーション活動を継続する観点からも避ける必要があることを認識することが重要である。</u></p> <p>(解決の方向性)</p> <p>連携事業者とスタートアップのそれぞれの役割や、スタートアップのリソース等に鑑み、損害賠償責任が発生する条件を一定の場合に制限することや、賠償額そのものを制限するといった<u>双方が納得できる条件を当事者が模索することが重要である。</u></p>	<p>第2の5 (3)</p> <p>②問題の背景及び解決の方向性の整理</p> <p>(問題の背景)</p> <p>特に創業から間もないスタートアップにとって、かかる賠償責任を負うことは資本・人の両面においてリソース不足が明らかであり、直ちに倒産等につながる可能性がある。<u>連携事業者としてもスタートアップが倒産等してしまうことは自社のイノベーション活動を継続する観点からも避ける必要があることを認識することが重要である。</u></p> <p>(解決の方向性)</p> <p>連携事業者とスタートアップのそれぞれの役割や、スタートアップのリソース等に鑑み、損害賠償責任が発生する条件を一定の場合に制限することや、賠償額そのものを制限するといった<u>柔軟な判断をすることが重要である。</u></p>

<p>(7) 責任発生条件の制限</p> <p>例えば、<u>技術知見を持つスタートアップが連携事業者から第三者の知的財産権の侵害がないことを保証する（いわゆる「特許保証」）ことが求められる場合がある。しかし、特許保証を行うリスクは非常に高い。技術知見を持つ側が可能な限りの情報を提供した上で、当事者同士でリスクを理解し、双方でリスクを負担することが重要であるものの、スタートアップと連携事業者の間の適切なリスク分配という観点からは、特許保証までは行わないという前提で他の条件を定めることや、仮に、特許保証をするにしても、「甲が知る限り権利侵害はない」、「甲は権利侵害の通知をこれまで受けたことはない」ことの表明に留めることが考えられる（モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】：第9条参照）。また連携事業者側においても、スタートアップに特許保証の条件を課す場合には、スタートアップに特許調査能力が無い、又は責任能力が無い場合も考えられることから、リスク回避のため自分事として特許調査や侵害回避の努力が必要となる。</u></p>	<p>(7) 責任発生条件の制限</p> <p>例えば、第三者の知的財産権の侵害がないことを保証する（いわゆる「特許保証」）ことが求められる場合がある。しかし、特許保証を行うリスクは非常に高い。スタートアップと連携事業者の間の適切なリスク分配という観点からは、特許保証までは行わないという前提で他の条件を定めることや、仮に、特許保証をするにしても、「甲が知る限り権利侵害はない」、「甲は権利侵害の通知をこれまで受けたことはない」ことの表明に留めることが考えられる（モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】：第9条参照）。</p>
<p>第2の5（4）</p> <p>スタートアップが、連携事業者により、他の事業者との取引（販売、仕入等）を制限される場合がある。</p>	<p>第2の5（4）</p> <p>スタートアップが、連携事業者により、他の事業者との取引を制限される場合がある。</p>
<p>第2の5（4）</p> <p>②問題の背景及び解決の方向性の整理 （解決の方向性）</p> <p>(7) 利害調整を経た上での取引先の制限</p> <p>契約交渉に際しての双方のスタンスとして、互いの主張が利害調整のオプションとして合理的に機能するものであるかどうか、という観点を意識</p>	<p>第2の5（4）</p> <p>②問題の背景及び解決の方向性の整理 （解決の方向性）</p> <p>(7) 利害調整を経た上での取引先の制限</p> <p>契約交渉に際しての双方のスタンスとして、互いの主張が利害調整のオプションとして合理的に機能するものであるかどうか、という観点を意識</p>

することが重要である。例えば、共同研究開発において、スタートアップに共同研究開発の結果の成果物の知的財産権を単独で帰属させる一方で、連携事業者が競合他社との関係で競争優位性を保てるように、スタートアップに対し、連携事業者の競合他社との取引を制限することは一定の合理性を有する場合もあると考えられる。(モデル契約書【共同研究開発契約書(新素材)】³⁹：第7条及び第13条参照)

³⁹ 他方で、スタートアップと連携事業者との間の利害調整を経ずに、合理的な範囲を超えて、取引先制限を課することは避ける必要がある。

することが重要である。例えば、共同研究開発において、スタートアップに共同研究開発の結果の成果物の知的財産権を単独で帰属させる一方で、連携事業者が競合他社との関係で競争優位性を保てるように、スタートアップに対し、連携事業者の競合他社との取引を制限することは一定の合理性を有する場合もあると考えられる。(モデル契約書【共同研究開発契約書(新素材)】³⁴：第7条及び第13条参照)

³⁴ 他方で、スタートアップと連携事業者との間の利害調整を経ずに、合理的な範囲を超えて、取引先制限を課することは避ける必要がある。